

生活保護のしおり

—生活保護の相談をされる方に—

生活保護の申請は国民の権利です



2026 年 1 月改訂

目次

1. 生活保護とは	2
2. 生活保護の申請にあたって	2
3. 生活保護の種類	3
4. 生活保護のしくみ	4
5. 地区担当員（ケースワーカー）の役目	5
6. 届出の義務	5
7. 指導及び指示	6
8. 生活保護の手続きのしかた	6
9. 申請書類	6
10. 申請から決定まで	7
11. Q & A	8
12. 法律条文	9

1. 生活保護とは

生活保護は、様々な事情により生活に困っている方を国や自治体が生活保護法に基づき支援する制度です。目的は次の二つです。

1. 健康で文化的な最低限度の生活を保障すること
2. 自立した生活へとつなげること

2. 生活保護申請にあたって

生活保護申請（受給）には、下記について努力をお願いしています。

1. 働ける方は、その能力を十分活用し、働いて収入が得られるように努めてください。
2. 所有又は利用を認めることができない資産（不動産、自動車（原則）、貴金属等）は生活維持のために活用してください。
3. 年金、手当等、ほかの法律又は制度による保障、援助等を受けることができる場合は利用してください。
4. 現在保有している預貯金、生命保険等は最低限度の生活維持のために活用していただきます。
5. 親、子、兄弟姉妹などから、仕送りや養育費などの援助を受けることができる場合は、生活保護に優先して活用していただきます。ただし、扶養義務者がいるということで、生活保護を受けることができないというものではありません。扶養義務者に援助の可能性について照会を行うことがあります。それぞれの事情により「扶養義務の履行が期待できない」と判断される場合などは、基本的に福祉事務所からの直接の照会を行わないこととされています。
6. 生活保護は、原則として現在住んでいる場所（居住地）の自治体で受けることになります。

7. 生活保護は、原則、世帯全体で保護が必要かどうか判断します。

3. 生活保護の種類

生活保護には、つぎの8つの種類（扶助）があります。

ただし、これら各扶助には支給限度額があり、世帯の実態に応じて扶助されることになります。

1. 生活扶助 飲食物費、被服費、光熱水費、家具什器費等の日常生活を営むうえでの基本的な費用。
2. 住宅扶助 家賃、間代、地代および住宅補修費などの費用
3. 教育扶助 義務教育就学中の児童・生徒に対して、義務教育に伴って必要な学用品費、給食費、教材費などの費用
4. 医療扶助 病気やけがで入院や通院した場合の治療に必要な費用療養上必要最小限度の移送費
5. 介護扶助 介護保険サービスを利用するために必要な費用
6. 出産扶助 出産に必要な居宅分娩費、施設分娩費および衛生材料費
7. 生業扶助 小規模な事業を営むための資金又は技能を修得するための費用、高等学校等就学費および就職仕度費
8. 葬祭扶助 火葬又は埋葬や死体運搬などの葬祭に必要な費用

4. 生活保護のしくみ

1. 保護が受けられる場合

最低生活費

収 入	保護費
-----	-----

収入が最低生活費を下回るその不足分のみ保護が受けられます。

2. 保護が受けられない場合

最低生活費

収 入

収入が最低生活費を上回るため保護は受けられません。

<最低生活費とは>

前記説明した8種類の扶助のうち年齢別、世帯構成別等世帯の実態に応じ必要な扶助を合わせた額

<収入とは>

- ☐働いて得た収入（給与、賃金等）
- ☐恩給年金等の収入
- ☐各種公的手当による収入（児童手当、児童扶養手当等）
- ☐扶養義務者等からの仕送り、贈与等による収入（米等の物品援助も含む）
- ☐財産収入（家賃、間代、地代、使用料等）
- ☐その他、世帯に入るすべての収入（交通費等、収入として認定しないものもあります）

※働いて得た収入については、全額を収入としてみるのではなく、必要経費（交通費、所得税等）と、収入金額に応じて働くための経費（基礎控除といいます）を差し引き、残りを収入としてみることにあります。

5. 地区担当員（ケースワーカー）の役目

地区担当員（ケースワーカー）は、生活保護が開始されるとあなたの世帯についての必要な援助を行うために、定期的に御自宅へ訪問します。

その際には、あなたの日常生活状況や健康状態についてお聞きし、自立に向けて支援してまいります。生活面での困りごとや生活保護のしくみなど分からないことがありましたら、地区担当員（ケースワーカー）に対して遠慮なく相談してください。

6. 届出の義務

次の場合は、すぐに届け出てください。

- （１）給与、賞与、年金、各種手当、仕送りなどの金額が変わったとき
- （２）保険の給付金や解約返戻金などの収入が入ったとき
- （３）仕事をはじめるとき、やめるとき
- （４）家賃が変わるとき、地代や更新料がかかるとき
- （５）医療機関にかかるとき、かからなくなったとき
- （６）社会保険の資格を取得、喪失したとき
- （７）介護サービスを利用するとき
- （８）その他生活状況、家族状況に何らかの変化があったとき
（出産、死亡、住所変更、入学、卒業、退学、入院、退院など）
- （９）海外渡航や帰省などで家を数日間留守にするととき

7. 指導および指示

あなたが、生活上の義務や届出の義務を守ることができず、あなたの生活の維持、向上、自立のために必要と判断したときは、指導や指示を行うことがあります。

正当な理由がなく、指導や指示に従わない場合は、法第 27 条に基づく文書指示、法第 62 条第 4 項に定める手続きを経て保護の変更、停止又は廃止を行う場合があります。

8. 生活保護の手続きのしかた

1. 生活保護を受けたい方は、地域の民生委員に相談するか、直接、社会福祉課に御相談ください。
2. 社会福祉課では、お困りの状況等をお聞きして、申請書等必要書類の提出等の手続きをしていただきます。

なお、申請したいとの意思がある方はどなたでも申請ができます。御事情により御本人が申請することができないときは、親族による申請も可能です。

9. 申請書類

- ☐ マイナンバーカード
- ☐ 通帳（申請日当日まで記帳したもの）
- ☐ 健康保険証（資格確認書）
- ☐ 給与明細（直近 3 か月分）

- ☐各種年金・手当の証書および支給通知書
- ☐加入中の生命保険等の証書
- ☐自動車やバイク等の車検証
- ☐家賃の金額がわかるもの（賃貸契約書等）
- ☐扶養義務者の連絡先がわかるもの
- ☐介護保険証や自立支援医療受給者証等
- ☐その他収入がわかるもの

※申請時に用意ができなくとも申請はできますので参考としてください

10. 申請から決定まで

1. 相談

困りごとをお聞きし、生活保護のしくみや他の利用できる制度について説明します。収入、資産、お住まい、健康状態、親族との交流をおたずねします。



2. 申請

生活保護の申請をする意思のある方は申請書を提出していただきます。なお、調査のために必要な書類、関連する資料もあわせて提出していただきます。



3. 調査

申請後、以下の調査を行います。

- ・お住まいの状況を把握するための家庭訪問
- ・預貯金、保険、不動産などの資産調査
- ・扶養義務者による扶養（仕送りなどの援助）が可能かどうかの調査
- ・年金や手当、就労収入などの調査
- ・働くことが可能かどうかの調査



4. 決定

調査をもとに生活保護が必要かどうかを判定します。

その結果、保護が受けられる場合には、「保護決定通知書」、保護が受けられない場合には、「保護申請却下通知書」によりお知らせします。

※申請があった日から原則 14 日以内（特別な事情で調査に時間を要する場合は最長 30 日以内）に生活保護の利用ができるかどうかの結果を通知します。

11. Q&A

Q1. 働いていても受給できますか？

→ 収入が最低生活費を下回れば利用できます。

Q2. 預貯金がある場合および生命保険に加入している場合に生活保護を受けることができますか？

→ 預貯金は一定の基準額を超えた分は収入として取り扱います。

生命保険は解約返戻金相当額が資産となりますので、解約し、その返戻金を生活維持のために活用していただくのが原則です。しかし、場合によっては継続加入を認めることがあります。

Q3. 持ち家を所有していても申請できますか？

→ 現在、住まいとして活用しており、処分価値が利用価値に比べて著しく大きいと認められる場合でなければ申請できます。

Q4. 家族に知られますか？

→ 原則として扶養照会があります。ただし事情がある場合は配慮しますので申請時にお伝えください。

Q5. 一度受けたら一生続きますか？

→ 自立できれば終了します。

Q6. 自動車を所有していても申請できますか？

→ 申請できます。しかし、自動車の所有は原則認められないため、保護

開始後に売却等の処分指導を行う場合があります。

Q7. 申請は世帯全員が希望しなければならないのですか？

→ 申請できます。しかし、保護の要否判定等は申請者だけでなく世帯全体で行う場合がございます。

12. 法律条文

◇日本国憲法

第25条（生存権、国の社会的使命）

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

◇生活保護法

第4条（保護の補足性）

保護は、生活に困窮する者がその利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために、活用することを要件として行われる。

2 民法（明治29年法律第89条）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてのこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前2項の規定は、窮迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

第10条（世帯単位の原則）

保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

第27条（指導及び指示）

保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。

2 前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最小限度に止めなければならない。

3 第1項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

第60条（生活上の義務）

被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他の生計の状況を適切に把握するとともに、支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。

第61条（届出の義務）

被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない。

第62条（指示等に従う義務）

被保護者は、保護の実施機関が、第30条第1項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は支持をしたときは、これに従わなければならない。

2 保護施設を利用する被保護者は、第46条の規定により定められたその保護施設の管理規定に従わなければならない。

3 保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。

4 保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。

5 第3項の規定による処分については、行政手続法第3章（第12条及び第14条を除く）の規定は、適用しない。

第63条（費用返還義務）

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

第78条

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

第2項、第3項及び第4項（略）

第78条の2

保護の実施機関は、被保護者が、保護金品（金銭給付によつて行ふものに限る。）の交付を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護金品の一部を、第77条の2第1項又は前条第1項の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる徴収金の納入に充てる旨を申し出た場合において、保護の実施機関が当該被保護者の生活維持に支障がないと認めたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保護者に対して保護金品を交付する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができる。

第2項及び第3項（略）

第85条（罰則）

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治40年法律第45号）に正条があるときは、刑法による。

（お問合せ先）

〒 293-8506

千葉県富津市下飯野2443番地

富津市健康福祉部 社会福祉課 生活福祉係

☎ 0439-80-1259（直通）